

店舗販売業変更届書の記載上の注意

記載上の注意		
<p align="center">変更届書</p> <p>※下記の事項を変更する場合は、内容に応じて事前又は変更後 30 日以内に変更届書の提出が必要です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務の種別欄は、店舗販売業と記入してください。 ・許可番号欄は、許可証のとおり記入してください。許可年月日は有効期間の開始年月日を記入してください。 ・名称・所在地欄は、許可証のとおり記入してください。 ・変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記入してください。 ・変更年月日は、実際に変更の事実のあった年月日を記入してください。 ・変更事項が複数ある場合、又は変更年月日が異なる場合などは併記又は別紙記載として構いません。ただし、それぞれの変更年月日が近い場合に限りです。
変更事項		添付書類及び記載上の注意
事前	店舗の名称	・添付書類はありません。許可証を書き換える場合は、同時に書換え交付申請が必要になります。
	相談時及び緊急時の連絡先	・添付書類はありません。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記入してください。
	特定販売の実施の有無	・有にする場合（新しく特定販売を始める場合）、以下の該当する事項についても届出が必要です。
届出	特定販売開始時に必要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗販売業許可申請書の記載上の注意（裏面）をご参照ください。 ・インターネットを使用する場合、特に遵守すべき法令事項が増えますので事前にご相談ください。
	特定販売を行う医薬品の区分	
	広告に使用する名称	
	特定販売に使用する通信手段	
	特定販売を行う時間及び特定販売のみを行う時間	
主たるホームページアドレス及びホームページの概要		
届出	監督に必要な設備等の概要	

裏 面 に 続 く

店舗販売業変更届書の記載上の注意

変 更 事 項	添 付 書 類 及 び 記 載 上 の 注 意
事 後 届 出 （ 3 0 日 以 内 ）	<p>店舗の構造設備の主要部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設備の変更内容（変更前と変更後）が確認できる図面を添付してください。
	<p>申請者（開設者）の氏名又は住所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合 変更内容が確認できる登記の履歴事項証明書を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。 ・ 個人の場合 変更内容が確認できる戸籍謄本（戸籍抄本）を提示してください。6か月以内に発行されたものが有効です。
	<p>薬事に関する業務に責任を有する役員の異動又は氏名の変更（申請者が法人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更した役員の就任日と退任日が確認できる登記の履歴事項証明書を添付してください。 ・ 役員の欠格条項に関する「申告書」を添付してください。 ※欠格条項欄には、変更した役員を含む薬事に関する業務に責任を有するすべての役員について記入してください。 ※該当する事実がなければ「なし」（薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合には「全員なし」と記入してください。 ・ 薬事に関する業務に責任を有する役員が法第5条第3号へに該当するときは、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付してください。 ・ すでに登録している責任役員について、婚姻等により氏名の変更のみがあった場合にはその履歴が確認できる戸籍謄本（抄本）を提示してください。この場合は欠格条項に関する申告書は必要ありません。
	<p>通常の営業日及び営業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容欄には、変更前・変更後の内容を記入してください。 ・ 店舗における医薬品の販売体制が「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年2月3日厚生省令第3号）を満たすことを確認するとともに、必要に応じて「体制省令適合確認票」（参考様式）を添付してください。
	<p>市区町村による地名地番変更等 ビル所有者によるビル名変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居表示変更証明書又はビル所有者からのビル名変更案内等を持ちください。 ・ 許可証を書き換える場合は、同時に書換え交付申請が必要になります。
	<p>管理者の異動、若しくは氏名、住所又は週当たり勤務時間数</p> <p>（管理者が薬剤師）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師免許証のコピーを添付し、原本を必ず持ちください。 <p>（管理者が登録販売者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売従事登録票のコピーを添付し、原本を必ずお持ちください。 ・ 薬剤師あるいは登録販売者が開設者に雇用されていることを証明する「証書」を添付してください。 ・ 「登録販売者を店舗の管理者とする場合の必要条件と添付書類について」に記載されている添付書類が必要です。 ・ 婚姻等による氏名変更の場合は、履歴が確認できる戸籍謄本（抄本）を提示してください。 ・ 薬剤師又は登録販売者の勤務時間が「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年2月3日厚生省令第3号）を満たすことを確認するとともに、必要に応じて「体制省令適合確認票」（参考様式）を添付してください。
	<p>特定管理医療機器販売業・貸与業の管理者を店舗の管理者とは別の者とする変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式16（届出書：特定管理医療機器販売等の管理者を店舗販売業の管理者とは別途置く場合のみ使用） ・ 管理者の資格証明書のコピー <p>注：原本もご持参ください。</p> <p>注：店舗販売業の管理者とは資格要件が異なります。 （詳細は「管理医療機器販売業・貸与業の新規許可手続き」ページ内の「管理者の資格を証明する書類について」を参照してください。）</p>

店舗販売業変更届書の記載上の注意

その他の薬剤師又は登録販売者の異動、氏名の変更又は週当たり勤務時間数	<ul style="list-style-type: none">・ 薬剤師免許証のコピーを添付し、原本を必ずお持ちください。・ 販売従事登録票のコピーを添付し、原本を必ずお持ちください。・ 薬剤師又は登録販売者が開設者に雇用されていることを証明する「証書」を添付してください。・ 婚姻等による氏名変更の場合は、履歴が確認できる戸籍謄本（抄本）を提示してください。・ 薬剤師又は登録販売者の勤務時間が「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和 39 年 2 月 3 日厚生省令第 3 号)を満たすことを確認するとともに、必要に応じて「体制省令適合確認票」(参考様式)を添付してください。
取扱う医薬品の区分	<ul style="list-style-type: none">・ 添付書類はありません。ただし、要指導医薬品及び第一類医薬品を取扱う場合は陳列設備が必要になります。陳列設備を設置し、又は変更する場合は「構造設備」の変更届も必要になりますのでご注意ください。・ 特定販売にて取扱う医薬品の区分は、「事前」の届出になりますので、ご注意ください。
兼営事業の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 添付書類はありません。